

日医発第1344号（地域・介護）

令和5年11月7日

都道府県医師会

担当理事 殿

公益社団法人日本医師会

常任理事 江澤和彦

常任理事 今村英仁

(公印省略)

### 飲酒運転の防止に向けた広報啓発用資料の活用等について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて今般、厚生労働省医政局総務課より、標記に関する協力方依頼がありました。

本件は、警察庁より厚生労働省等の各省庁に対し、安全運転管理者に対するアルコール検知器を活用した酒気帯びの有無の確認等の義務に係る規定の適用開始についての周知依頼があったことを受けたものです。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくとともに、貴会管下関係医療機関に対し、添付の広報啓発用資料のデータのご活用も含め、周知方等についてご協力くださいますようお願ひいたします。

追って、厚生労働省老健局からも同様の事務連絡が発出されています。また、本周知は医療分野に限らず、全業種に対して行われるものであることを申し添えます。

事務連絡  
令和5年10月19日

公益社団法人日本医師会 御中

厚生労働省医政局総務課

飲酒運転の防止に向けた広報啓発用資料の活用等について（依頼）

貴団体におかれましては、平素から厚生労働行政に格別の御協力を賜り、  
御礼申し上げます。

今般、安全運転管理者に対するアルコール検知器を活用した酒気帯びの有無の確認等の義務に係る規定の適用を令和5年12月1日から開始することについて周知を図るため、添付のとおり警察庁から依頼がまいりました。

つきましては、添付の広報啓発用資料のデータを御活用いただき、貴団体傘下の事業所や関係する事業者に対し、幅広く周知を行い、アルコール検知器の配備など安全運転管理者の業務の拡充に伴う適切な対応や、安全運転管理者の選任を始めとする義務の遵守の徹底を図っていただきますようお願いします。

令和5年11月6日

関係団体 御中

厚生労働省老健局

飲酒運転の防止に向けた広報啓発用資料の活用等について（依頼）

貴団体におかれましては、平素から厚生労働行政に格別の御協力を賜り、御礼申し上げます。

今般、安全運転管理者に対するアルコール検知器を活用した酒気帯びの有無の確認等の義務に係る規定の適用を令和5年12月1日から開始することについて周知を図るため、添付のとおり警察庁から依頼がまいりました。

つきましては、添付の広報啓発用資料のデータを御活用いただき、貴団体傘下の事業所や関係する事業者に対し、幅広く周知を行い、アルコール検知器の配備など安全運転管理者の業務の拡充に伴う適切な対応や、安全運転管理者の選任を始めとする義務の遵守の徹底を図っていただきますようお願いします。

事務連絡  
令和5年10月4日

各府省庁事業所管担当者 各位

警察庁交通局交通企画課

飲酒運転の防止に向けた広報啓発用資料の活用等について（依頼）

平素から警察行政の各般にわたり御協力を賜り厚く御礼を申し上げます。先般、「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令」の公布等について（連絡）」（令和5年8月15日付け事務連絡）において、安全運転管理者に対するアルコール検知器を活用した酒気帯びの有無の確認等の義務に係る規定の適用を令和5年12月1日から開始することについて、御連絡させていただいたところでございます。

この度、安全運転管理者の業務の拡充や安全運転管理者の選任をはじめとする義務の遵守について、業務に使用する自動車の使用者をはじめ、広く国民に周知するための広報啓発用資料を作成いたしました。

つきましては、当該広報啓発用資料のデータを提供いたしますので、各府省庁におかれましては、所轄事業者や関係する事業者へ提供し、事業所での活用を促進するなど、飲酒運転防止に向けた広報啓発を推進していただきますようお願いいたします。

また、周知にあたり広報啓発用資料のデータを送付される際は、別添の周知用ひな型を適宜御活用ください。

# 事業所の飲酒運転根絶 取組強化!

令和5年12月からアルコール検知器を用いた酒気帯び確認が義務化されます

待つて!



社用車を運転するのは、

アルコール検知器で

☑ チェックしてからです!

安全運転管理者は、下記の業務が義務化されます

令和4年  
4月1日施行

- ✓ 運転前後の運転者の状態を目視等で確認することにより、運転者の酒気帯びの有無を確認すること。
- ✓ 酒気帯びの有無について記録し、記録を1年間保存すること。

令和5年  
12月1日施行

- ✓ 運転者の酒気帯びの有無の確認を、アルコール検知器を用いて行うこと。
- ✓ アルコール検知器を常時有効に保持すること。

運転後も☑ チェックしますからね!



# 自動車を使用する事業所は **安全運転管理者の選任が必須** です!

## 安全運転管理者の 選任

一定台数以上の自動車の使用者は、自動車の使用の本拠(事業所等)ごとに、自動車の安全な運転に必要な業務を行う者として**安全運転管理者の選任**を行わなければなりません。

自動車の保有台数に応じて副安全運転管理者の選任が必要になります。

安全運転管理者・副安全運転管理者になるには一定の要件があります。



乗車定員が11人以上の自動車1台以上

または



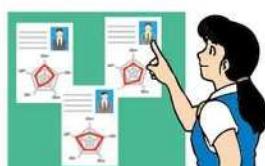
その他の自動車5台以上

※自動二輪車(原動機付自転車を除く)  
は1台を0.5台として計算

## 安全運転管理者の 業務



交通安全教育



運転者の適性等の把握



運行計画の作成



交替運転手・運転手  
交替運転者の配置



異常気象時等の措置



点呼と日常点検



運転日誌の備付け



安全運転指導

## 安全運転管理者の 届出

- 安全運転管理者等を選任した時は、その日から15日以内に事業所を管轄する警察署に必要書類を提出してください。
- 安全運転管理者の制度に関するご不明点は、都道府県警察のホームページをご覧いただきか警察署へお問い合わせください。



令和5年  
12月より

安全運転管理者による  
アルコール検知器を用いた酒気帯び確認が  
**「義務化」されます。**

令和4年  
4月1日施行

- 運転前後の運転者の状態を目視等で確認することにより、運転者の酒気帯びの有無を確認すること
- 酒気帯びの有無について記録し、**記録を1年間保存**すること



令和5年  
12月1日施行

- 運転者の酒気帯びの有無の確認を、**アルコール検知器\***を用いて行うこと  
\*呼気中のアルコールを検知し、その有無又はその濃度を警告音、警告灯、数値等により示す機能を有する機器
- アルコール検知器を**常時有効に保持**すること

安全運転管理者の制度に関するご不明点は、  
都道府県警察のホームページをご覧いただきか警察署へお問い合わせください。

事業所の飲酒運転根絶



# 取組強化!

令和5年12月からアルコール検知器を用いた酒気帯び確認が義務化されます

今日は飲酒していない

社用車を運転するのは、  
アルコール検知器で  
アルコール検査エンジン  
してからです！

運転後もアルコール検査しますからね！

待つ！

安全運転者は、下記の業務が義務化されます

- ☑ 運転前後の運転者の状態を目視等で確認することにより、運転者の酒気帯びの有無を確認すること。
- ☑ 酒気帯びの有無について記録し、記録を1年間保存すること。
- ☑ 運転者の酒気帯びの有無の確認を、アルコール検知器を用いて行うこと。
- ☑ アルコール検知器を常時有効に保持すること。

令和4年 4月1日施行

令和5年 12月1日施行

警察庁・都道府県警察